

令和 6 年 3 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

3 月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 10 号	八戸市立公民館長の任命について	1
議案第 11 号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館長の任命について	3
議案第 12 号	八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の一部を改正する規則の 制定について	5
議案第 13 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	15
議案第 14 号	八戸市学校運営協議会規則の制定について	19
議案第 15 号	八戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	25
議案第 16 号	八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議規則を廃止する規則の 制定について	49
議案第 17 号	八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議規則の制定に ついて	51
議案第 18 号	八戸市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針及び 検討課題（改定版）の策定について	55

議案第10号

八戸市立公民館長の任命について
八戸市立公民館長に別紙の者を任命する。

令和6年3月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市立公民館長の任期満了に伴う後任の館長を任命するためのものである。

公 民 館	氏 名
小 中 野 公 民 館	上 ^{かみじょう} 條 ^{ひでのぶ} 秀 信
白 銀 公 民 館	種 ^{なねいち} 市 ^や 八 ^{えいこ} 重子
鮫 公 民 館	副 ^{そえじま} 嶋 ^{ふみ} 文 雄
上 長 公 民 館	奥 ^{おくでら} 寺 ^{けんじ} 健 二
柏 崎 公 民 館	正 ^{しょうぶげ} 部 ^{みつひこ} 家 光 彦
大 館 公 民 館	峯 ^{みね} 明 ^{あきのり} 紀
下 長 公 民 館	名 ^な 久 ^く 井 ^い 明 ^{あきら}
吹 上 公 民 館	永 ^{なが} 渕 ^{ぶち} 律 ^{りつ} 子 ^こ
湊 公 民 館	大 ^{おお} 久 ^く 保 ^ぼ 伸 ^{のぶ} 夫 ^お
是 川 公 民 館	市 ^{いちかわ} 川 ^み 美 ^{えいこ} 恵子
館 公 民 館	下 ^{しもとまい} 斗 ^{ゆり} 米 ^こ 友理子
根 城 公 民 館	西 ^{にしだて} 館 ^な 尚 ^{おみ} 美
三 八 城 公 民 館	三 ^{みうら} 浦 ^{かつよし} 勝 美
江 陽 公 民 館	田 ^た 邊 ^{なべ} 隆 ^{たかし}
長 者 公 民 館	大 ^{おおはし} 橋 ^{えいじ} 永 治
田 面 木 公 民 館	三 ^{みうら} 浦 ^{かずとし} 和 壽
市 川 公 民 館	鈴 ^{すず} 木 ^き 久 ^く 美 ^み 子 ^こ
南 浜 公 民 館	福 ^{ふくし} 士 ^{まさこ} 政 子
根 岸 公 民 館	荒 ^{あら} 木 ^き 興 ^{こういち} 一
白 銀 南 公 民 館	小 ^こ 玉 ^{たま} 吉 ^{よし} 美 ^み
東 公 民 館	小 ^{こいづみ} 泉 ^{こういち} 孝 一
白 山 台 公 民 館	嶋 ^{しまづ} 津 ^{あきら} 明
南 郷 公 民 館	須 ^す 藤 ^{とう} 淳 ^{じゅん}

※任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

議案第11号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の任命について
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長に別紙の者を任命する。

令和6年3月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の任期満了に伴う後任の館長を任命するための
ものである。

氏 名	なかむら ゆきひろ 中村 行宏
-----	-----------------------------------

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

議案第12号

八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和6年3月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

スクールタクシーの運行業務に係る完了検査の有効性を確保するため、受託事業者に運行状況報告書の提出を義務付けるとともに、利用計画及び運行計画に関する規定の整備その他所要の改正を行うためのものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の一部を改正する規則

八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則（平成27年八戸市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「当該学校長」を「学校長」に改める。

第 5 条第 1 項中「当該学校長は、」を「学校長は、スクールタクシー利用計画書兼運行計画書（別記第 3 号様式。以下「計画書」という。）に」に、「前月中に作成し」を「記載し」に、「及び教育委員会」を「に前月中」に改め、同条第 2 項中「前項の利用計画」を「計画書」に改め、「ときは、」の次に「当該計画書に」を加え、「前月中に作成し、当該」を「記載し、」に改め、「教育委員会に」の次に「前月中に」を加え、同条第 3 項中「当該」を削り、「第 1 項の利用計画」を「計画書」に、「変更した利用計画」を「その内容」に、「及び教育委員会に提出しなければ」を「に報告しなければ」に改め、同条第 4 項中「より変更した利用計画が提出された」を「よる報告がされた」に、「変更した運行計画を当該」を「その内容を」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が定める軽微な変更については、この限りでない。

第 6 条の見出しを「（報告書等の提出）」に改め、同条中「運行日誌を備え付け、毎月の運行状況を教育委員会に報告しなければ」を「スクールタクシー運行状況報告書（別記第 4 号様式。以下「報告書」という。）にその日の運行状況を記録し、教育委員会に対しては報告書及び運行日誌を、学校長に対しては報告書を、当該月の翌月10日までに、それぞれ提出しなければ」に改める。

第 8 条第 2 項中「当該」を削る。

第 9 条中「規定」を「規則」に改める。

別記第 2 号様式の次に次の 2 様式を加える。

スクールタクシー利用計画書兼運行計画書

年度月分

学校名
学校長名
事業者名

[illegible]

署名

事業者名

- 8 -

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 1 項の規定による利用計画及び同条第 2 項の規定による運行計画の提出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の新旧対照表

改正後	改正前
(利用の承認等) 第4条 学校長は、当該学校に在籍する児童及び生徒がスクールタクシーを利用するときは、<u>スクールタクシー利用届（別記第1号様式）</u>を、当該年度当初からの利用にあつては前年度3月中旬に、年度途中からの利用にあつてはその都度、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。 2・3（略） (利用計画及び運行計画) 第5条 学校長は、<u>スクールタクシー利用計画書兼運行計画書（別記第3号様式、以下「計画書」という。）</u>に当該月分の利用計画を記載し、<u>スクールタクシーの運行業務の委託を受けた事業者（以下「受託事業者」という。）に前月中に提出しなければならない。</u> 2 受託事業者は、<u>計画書の提出を受けたときは、当該計画書に当該月分の運行計画を記載し、学校長及び教育委員会に前月中に提出しなければならない。</u> 3 学校長は、<u>計画書の内容に変更があったときは、その都度、その内容を受託事業者に報告しなければならない。</u> 4 受託事業者は、<u>前項の規定による報告がされた場合において、第2項の運行計画を変更する必要があるときは、その内容を学校長及び教育委員会に報告しなければならない。ただし、教育長が定める軽微な変更については、この限りでない。</u> (報告書等の提出) 第6条 受託事業者は、<u>スクールタクシー運行状況報告書（別記第4号様式、以下「報告書」という。）にその日の運行状況を記録し、教育委員会に対しては報告書及び運行日誌を、学校長に対しては報告書を、当該月の翌月10日までに、それぞれ提出しなければならない。</u>	(利用の承認等) 第4条 当該学校長は、当該学校に在籍する児童及び生徒がスクールタクシーを利用するときは、<u>スクールタクシー利用届（別記第1号様式）</u>を、当該年度当初からの利用にあつては前年度3月中旬に、年度途中からの利用にあつてはその都度、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。 2・3（略） (利用計画及び運行計画) 第5条 当該学校長は、<u>当該月分の利用計画を前月中に作成し、スクールタクシーの運行業務の委託を受けた事業者（以下「受託事業者」という。）及び教育委員会に提出しなければならない。</u> 2 受託事業者は、<u>前項の利用計画の提出を受けたときは、当該月分の運行計画を前月中に作成し、当該学校長及び教育委員会に提出しなければならない。</u> 3 当該学校長は、<u>第1項の利用計画の内容に変更があったときは、その都度、変更した利用計画を受託事業者及び教育委員会に提出しなければならない。</u> 4 受託事業者は、<u>前項の規定により変更した利用計画が提出された場合において、第2項の運行計画を変更する必要があるときは、変更した運行計画を当該学校長及び教育委員会に提出しなければならない。</u> (運行日誌) 第6条 受託事業者は、<u>運行日誌を備え付け、毎月の運行状況を教育委員会に報告しなければならない。</u>
(受託事業者の遵守事項) 第8条（略） 2 受託事業者は、<u>スクールタクシーの運行において、緊急の事故又は急病者が発生した場合、直ちに学校長及び教育委員会に報告し、その指示に従い適切な対応をしなければならない。</u>	(受託事業者の遵守事項) 第8条（略） 2 受託事業者は、<u>スクールタクシーの運行において、緊急の事故又は急病者が発生した場合、直ちに当該学校長及び教育委員会に報告し、その指示に従い適切な対応をしなければならない。</u>

改正後	改正前
(委任) 第9条 この<u>規則</u>に定めるもののほか、スクールタクシーの運行及び利用に必要な事項は、教育長が定める。	(委任) 第9条 この<u>規定</u>に定めるもののほか、スクールタクシーの運行及び利用に必要な事項は、教育長が定める。

議案第13号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和6年3月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する休業補償を行わない場合に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市教育委員会規則第 一 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和37年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「次に掲げる」を「懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合) 第3条の2 条例第5条ただし書の教育委員会が定める場合は、懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている場合、<u>労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。</u>	(休業補償を行わない場合) 第3条の2 条例第5条ただし書の教育委員会が定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</u> (2) <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u>

議案第14号

八戸市学校運営協議会規則の制定について
八戸市学校運営協議会規則を別紙のとおり制定する。

令和6年3月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市学校運営協議会の設置に伴い、協議会の組織や運営等に係る必要事項を定めるためのものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、地域の住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）に対して、その旨を通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) その他対象学校の校長が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、

教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項のうち学校運営の基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会を経由し、青森県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校運営等に関する評価）

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（地域住民等の参画の促進等のための情報提供）

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の参画並びに支援及び協力が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を、地域住民等に積極的に提供するよう努めるものとする。

（委員の任命）

第8条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

（任期）

第9条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（守秘義務等）

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の任命が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、対象学校の校長が行う。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するための必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
 - (2) 第10条の規定に違反した場合
 - (3) その他解任に相当する事由があると認められる場合
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置、運営等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

八戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和6年3月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

奨学金の統合等に伴う規定の整備をするとともに、予約採用に係る貸与型奨学金の学業成績の要件を緩和し、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市奨学金条例施行規則（平成23年八戸市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別記第4号様式の2」を「別記第5号様式」に改める。

第3条中「一般奨学金又は第1種特別奨学金」を「貸与型奨学金」に改める。

第6条第1号中「一般奨学金」を「貸与型奨学金」に改め、「（高等学校に翌年度から進学しようとする者にあつては、3.5以上）」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「第2種特別奨学金」を「給付型奨学金」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第7条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第8条第1項中「並びに同条第2項第4号及び第3項第2号」を「及び同条第2項第2号」に改め、同条第3項中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第9条第1項中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第2項中「第11条第1項若しくは」を「第10条第1項又は」に改め、「又は第12条第1項」を削り、「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に、「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に改める。

第10条中「別記第10号様式」を「別記第11号様式」に、「別記第11号様式」を「別記第12号様式」に改める。

第11条を削る。

第12条第1項中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第2項中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第3項を削り、同条を第11条とする。

第13条第1項中「第13条」を「第11条」に、「別記第15号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条第2項中「別記第16号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1項中「第14条」を「第12条」に、「別記第17号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条第2項中「奨学金償還免除決定通知書」の次に「（別記第16号様式）」を加え、同条を第13条とする。

第15条第1項中「別記第18号様式」を「別記第17号様式」に、「別記第19号様式」を「別記第18号様式」に、「別記第20号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条第2項中「別記第21号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条第4項中「別記第22号様式」を「別記第21号様式」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条第1項第1号中「別記第23号様式」を「別記第22号様式」に改め、同項第2号中「別記第24号様式」を「別記第23号様式」に改め、同項第3号中「別記第25号様式」を「別記第24号様式」に改め、同項第4号中「別記第26号様式」を「別記第25号様式」に改め、同項第5号中「別記第27号様式」を「別記第26号様式」に改め、同条を第16条とする。

第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

奨学生採用申請書

奨学金の種類	☐ 貸与型奨学金（在学枠） ☐ 貸与型奨学金（予約枠） ☐ 給付型奨学金 ※いずれか1つを選択		
奨学金の額	月額 万円 ※給付型奨学金を選択した場合は記入不要		
学区分	☐ 高等学校（1～3年） ☐ 高等学校（専攻科） ☐ 高等専門学校（1～3年） ☐ 高等専門学校（4、5年） ☐ 高等専門学校（専攻科） ☐ 短期大学 ☐ 大学 ☐ 専修学校（専門課程） ※奨学金の種類が貸与型奨学金（在学枠）の場合は在学枠、それ以外の場合は進学希望校の区分を選択		
ふりがな 本人氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒		
在学学校	※学校・学部・学科の名称を記入。既に卒業した場合は記入不要		第 学年
	入学 年 月	卒業予定	年 月
進学希望校	※申請時点での第1志望の学校を記入。貸与型奨学金（在学枠）の場合は記入不要		
申請理由	※200字以上		

年 月 日

（あて先）八戸市教育委員会教育長

上のとおり、八戸市奨学生への志願を申請します。

また、八戸市奨学金条例第4条第1項第1号に該当する者であることを確認するため、八戸市が保有する公簿を教育委員会が閲覧することに同意します。

本人氏名（署名）

保護者氏名（署名）

別記第3号様式中「身体障がい者」を「障がい者」に、「、身体障がい」を「、障がい」に改める。

別記第4号様式中「第2種特別奨学金」を「給付型奨学金」に改める。

別記第12号様式から別記第14号様式までを削る。

別記第11号様式を別記第12号様式とし、別記第5号様式から別記第10号様式までを1号ずつ繰り下げる。

別記第4号様式の2を削り、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式（第2条関係）

課 税 資 料 閲 覧 取 得 同 意 書

申 請 者 本人氏名	
奨 学 金 の 種 類	☐ 貸与型奨学金 ☐ 給付型奨学金

年 月 日

（あて先）八戸市教育委員会教育長

収入及び所得確認のため、市県民税の課税資料を教育委員会が閲覧取得することに同意します。

保護者

続柄	ふりがな 氏 名	生 年 月 日
	（署名）	
	（署名）	

※ 市県民税の未申告、修正申告等により課税状況を確認できない場合や、奨学生の申請をする年の1月1日に八戸市に住民登録がない場合は、上に署名した場合であっても、市・県民税課税（所得）証明書が必要となる場合があります。

別記第15号様式中「第13条」を「第12条」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第16号様式中「第13条」を「第12条」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第17号様式中「第14条」を「第13条」に改め、同様式を別記第15号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第16号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

八戸市教育委員会
教育長



奨学金償還免除決定通知書

このことについて、下記のとおり奨学金の償還を免除することに決定しましたので通知します。

記

1 償還免除の理由

2 貸与月額及び期間 円 年 月から 年 月まで

3 貸 与 総 額 円

4 償 還 済 額 円

5 償 還 免 除 金 額 円

別記第18号様式中「第15条」を「第14条」に改め、同様式を別記第17号様式とする。
別記第19号様式中「第15条」を「第14条」に改め、同様式を別記第18号様式とする。
別記第20号様式中「第15条」を「第14条」に改め、同様式を別記第19号様式とする。
別記第21号様式中「第15条」を「第14条」に改め、同様式を別記第20号様式とする。
別記第22号様式中「第15条」を「第14条」に改め、同様式を別記第21号様式とする。
別記第23号様式中「第17条」を「第16条」に改め、同様式を別記第22号様式とする。
別記第24号様式中「第17条」を「第16条」に改め、同様式を別記第23号様式とする。
別記第25号様式中「第17条」を「第16条」に改め、同様式を別記第24号様式とする。
別記第26号様式中「第17条」を「第16条」に改め、同様式を別記第25号様式とする。
別記第27号様式中「第17条」を「第16条」に改め、同様式を別記第26号様式とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

八戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
(奨学生の申請手続) 第2条 (略) 2 教育委員会は、前項第4号に掲げる書類により証明を受けるべき事実を公簿等によって確認することができる場合において、課税資料閲覧取得同意書（別記第5号様式）によりその閲覧取得についての同意を得たときは、当該書類の添付を省略させることができる。 (連帯保証人の資格) 第3条 連帯保証人（<u>貸与型奨学金</u>に係る奨学生にあっては、連帯保証人のうち1人）は、本人の父母、兄弟又はこれに代わる者（本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「市内居住者」という。）に限る。）で奨学金の償還の責めを負うことのできるものでなければならない。 2 <u>貸与型奨学金</u>に係る奨学生の連帯保証人のうち、前項に規定する連帯保証人以外の連帯保証人は、独立の生計を営む者（市内居住者に限る。）で奨学金の償還の責めを負うことのできるものでなければならない。ただし、独立の生計を営む者が奨学金の償還の責めを負うことのできるものうちに市内居住者がいない場合に限る、本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者とすることができる。 (選考基準) 第6条 奨学生の選考は、次に掲げる基準により行うものとする。 (1) <u>貸与型奨学金</u>に係る奨学生に志願する者については、評定平均が3.0以上であることにより、学業成績が優良であると認められること。 (2) <u>給付型奨学金</u>に係る奨学生に志願する者については、評定平均が4.0以上であることにより、学業成績が優良であると認められること。 (3) (略)	(奨学生の申請手続) 第2条 (略) 2 教育委員会は、前項第4号に掲げる書類により証明を受けるべき事実を公簿等によって確認することができる場合において、課税資料閲覧取得同意書（別記第4号様式の2）によりその閲覧取得についての同意を得たときは、当該書類の添付を省略させることができる。 (連帯保証人の資格) 第3条 連帯保証人（<u>一般奨学金又は第1種特別奨学金</u>に係る奨学生にあっては、連帯保証人のうち1人）は、本人の父母、兄弟又はこれに代わる者（本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「市内居住者」という。）に限る。）で奨学金の償還の責めを負うことのできるものでなければならない。 2 <u>一般奨学金又は第1種特別奨学金</u>に係る奨学生の連帯保証人のうち、前項に規定する連帯保証人以外の連帯保証人は、独立の生計を営む者（市内居住者に限る。）で奨学金の償還の責めを負うことのできるものでなければならない。ただし、独立の生計を営む者が奨学金の償還の責めを負うことのできるものうちに市内居住者がいない場合に限る、本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者とすることができる。 (選考基準) 第6条 奨学生の選考は、次に掲げる基準により行うものとする。 (1) <u>一般奨学金</u>に係る奨学生に志願する者については、評定平均が3.0以上（<u>高等学校に翌年度から進学しようとする者</u>にあっては、3.5以上）であることにより、学業成績が優良であると認められること。 (2) <u>第1種特別奨学金</u>に係る奨学生に志願する者については、評定平均が4.5程度であることにより、<u>学業成績が特</u>に優良であると認められること。 (3) <u>第2種特別奨学金</u>に係る奨学生に志願する者については、評定平均が4.0以上であることにより、学業成績が優良であると認められること。 (4) (略)

改正後	改正前
(奨学生採用の決定通知) 第7条 教育委員会は、条例第8条の規定により奨学生の採用を決定したときは、奨学生採用決定通知書（別記第6号様式）により当該申請者並びに当該申請者を推薦した学校及び当該申請者が在学する学校の校長又は学部長に通知するものとする。 (奨学生採用の予約) 第8条 条例第4条第1項第4号アに掲げる者のうち翌年度から進学しようとする者及び同条第2項第2号に掲げる者が奨学生に志願するときは、進学を条件として奨学生の採用の予約を受けるものとする。 2 (略) 3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合で奨学生の採用の予約を決定したときは、奨学生採用予約通知書（別記第7号様式）により当該申請者及び当該申請者を推薦した学校の校長又は学部長に通知するものとする。 4～6 (略) (誓約書及び借用証書) 第9条 奨学生に採用された者は、速やかに、誓約書兼同意書（別記第8号様式）を教育委員会に提出しなければならない。 2 奨学生は、条例第10条第1項又は第2項の規定により奨学金の償還の義務が生じたときは、奨学金借用証書兼同意書（別記第9号様式）に奨学金償還計画書（別記第10号様式）を添えて、指定する期限までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、当該期限までに奨学金の全額を償還したときは、この限りでない。 3・4 (略) (奨学金の貸与又は給付の停止等の通知) 第10条 教育委員会は、条例第9条の規定により、奨学金の貸与又は給付を停止したときはその旨を奨学金貸与・給付停止決定通知書（別記第11号様式）により当該奨学生に通知するものとし、奨学生の決定を取り消したときはその旨を奨学生取消決定通知書（別記第12号様式）により当該奨学生及び当該奨学生が在学する学校の校長又は学部長に通知するものとする。	(奨学生採用の決定通知) 第7条 教育委員会は、条例第8条の規定により奨学生の採用を決定したときは、奨学生採用決定通知書（別記第5号様式）により当該申請者並びに当該申請者を推薦した学校及び当該申請者が在学する学校の校長又は学部長に通知するものとする。 (奨学生採用の予約) 第8条 条例第4条第1項第4号アに掲げる者のうち翌年度から進学しようとする者並びに同条第2項第4号及び第3項第2号に掲げる者が奨学生に志願するときは、進学を条件として奨学生の採用の予約を受けるものとする。 2 (略) 3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合で奨学生の採用の予約を決定したときは、奨学生採用予約通知書（別記第6号様式）により当該申請者及び当該申請者を推薦した学校の校長又は学部長に通知するものとする。 4～6 (略) (誓約書及び借用証書) 第9条 奨学生に採用された者は、速やかに、誓約書兼同意書（別記第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。 2 奨学生は、条例第11条第1項若しくは第2項又は第12条第1項の規定により奨学金の償還の義務が生じたときは、奨学金借用証書兼同意書（別記第8号様式）に奨学金償還計画書（別記第9号様式）を添えて、指定する期限までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、当該期限までに奨学金の全額を償還したときは、この限りでない。 3・4 (略) (奨学金の貸与又は給付の停止等の通知) 第10条 教育委員会は、条例第9条の規定により、奨学金の貸与又は給付を停止したときはその旨を奨学金貸与・給付停止決定通知書（別記第10号様式）により当該奨学生に通知するものとし、奨学生の決定を取り消したときはその旨を奨学生取消決定通知書（別記第11号様式）により当該奨学生及び当該奨学生が在学する学校の校長又は学部長に通知するものとする。

改正後	改正前
(奨学金の償還) 第11条 条例第10条第1項の教育委員会が定める時は、次の各号に掲げる償還方法の区分に応じ、当該各号に定める時とする。 (1)～(3) (略) 2 条例第10条第2項の教育委員会が定める時は、次の各号に掲げる償還方法の区分に応じ、当該各号に定める時とする。 (1)～(3) (略)	(第1種特別奨学金の当然免除要件) 第11条 条例第10条の教育委員会の定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 在学期間中に年2回、状況報告書（別記第12号様式）を教育委員会に提出すること。 (2) 在学期間中に年1回、市内の中学校等で進路学習等に資する奉仕活動を行い、奉仕活動報告書（別記第13号様式）を教育委員会に提出すること。 (3) 学校を卒業すること。ただし、奨学生が病気その他特別の理由により退学し、又は奨学金の貸与を辞退したときは、この限りでない。 2 教育委員会は、条例第10条の規定により第1種特別奨学金の償還の免除を決定したときは、その旨を奨学金償還免除決定通知書（別記第14号様式）により当該奨学生に通知するものとする。 (奨学金の償還) 第12条 条例第11条第1項の教育委員会が定める時は、次の各号に掲げる償還方法の区分に応じ、当該各号に定める時とする。 (1)～(3) (略) 2 条例第11条第2項の教育委員会が定める時は、次の各号に掲げる償還方法の区分に応じ、当該各号に定める時とする。 (1)～(3) (略) 3 条例第12条第1項の教育委員会が定める時は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時とする。 (1) 条例第9条の規定により奨学生の決定を取り消されたとき 次に掲げる償還方法の区分に応じ、それぞれ次に定める時 ア 月賦 当該取消しの決定を通知した日の属する年度の翌年度の4月 イ 半年賦 当該取消しの決定を通知した日の属する年度の翌年度の7月 ウ 年賦 当該取消しの決定を通知した日の属する年度の翌年度の12月 (2) 条例第10条の規定による償還の免除を受けることができるとき 次に掲げる償還方法の区分に応じ、それぞれ次に定める時 ア 月賦 学校を卒業する日の属する月の翌月から起算して1年を経過した月 イ 半年賦 学校を卒業する日の属する月の翌月から起算して1年を経過した月以後の最初の7月又は12月のいずれか早い月 ウ 年賦 学校を卒業する日の属する月の翌月から起算して1年を経過した月以後

改正後	改正前
(奨学金償還の猶予) 第12条 条例第11条の規定により奨学金の償還の猶予の申請をしようとする者は、奨学金償還猶予申請書（別記第13号様式）を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合において奨学金の償還の猶予を決定したときは、その旨を奨学金償還猶予決定通知書（別記第14号様式）により当該申請者に通知するものとする。	(奨学金償還の猶予) 第13条 条例第13条の規定により奨学金の償還の猶予の申請をしようとする者は、奨学金償還猶予申請書（別記第15号様式）を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合において奨学金の償還の猶予を決定したときは、その旨を奨学金償還猶予決定通知書（別記第16号様式）により当該申請者に通知するものとする。
(奨学金償還の免除) 第13条 条例第12条の規定により奨学金の償還の免除の申請をしようとする者は、奨学金償還免除申請書（別記第15号様式）を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合において奨学金の償還の免除を決定したときは、その旨を奨学金償還免除決定通知書（別記第16号様式）により当該申請者に通知するものとする。	(奨学金償還の免除) 第14条 条例第14条の規定により奨学金の償還の免除の申請をしようとする者は、奨学金償還免除申請書（別記第17号様式）を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合において奨学金の償還の免除を決定したときは、その旨を奨学金償還免除決定通知書により当該申請者に通知するものとする。
(奨学金の貸与又は給付に係る期間の延長等の申請) 第14条 奨学生は、奨学金の貸与又は給付に係る期間の延長、辞退若しくは復活の申請をしようとするときは、それぞれ奨学金貸与・給付期間延長申請書（別記第17号様式）、奨学金貸与・給付辞退申請書（別記第18号様式）又は奨学金貸与・給付復活申請書（別記第19号様式）を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の奨学金貸与・給付期間延長申請書の提出があった場合において奨学金の貸与又は給付に係る期間の延長を決定したときは、その旨を奨学金貸与・給付期間延長決定通知書（別記第20号様式）により当該申請者に通知するものとする。 3 (略) 4 教育委員会は、第1項の奨学金貸与・給付復活申請書の提出があった場合において奨学金の貸与又は給付に係る復活を決定したときは、その旨を奨学金貸与・給付復活決定通知書（別記第21号様式）により当該申請者に通知するものとする。	(奨学金の貸与又は給付に係る期間の延長等の申請) 第15条 奨学生は、奨学金の貸与又は給付に係る期間の延長、辞退若しくは復活の申請をしようとするときは、それぞれ奨学金貸与・給付期間延長申請書（別記第18号様式）、奨学金貸与・給付辞退申請書（別記第19号様式）又は奨学金貸与・給付復活申請書（別記第20号様式）を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の奨学金貸与・給付期間延長申請書の提出があった場合において奨学金の貸与又は給付に係る期間の延長を決定したときは、その旨を奨学金貸与・給付期間延長決定通知書（別記第21号様式）により当該申請者に通知するものとする。 3 (略) 4 教育委員会は、第1項の奨学金貸与・給付復活申請書の提出があった場合において奨学金の貸与又は給付に係る復活を決定したときは、その旨を奨学金貸与・給付復活決定通知書（別記第22号様式）により当該申請者に通知するものとする。
(連帯保証人の変更) 第15条 (略)	(連帯保証人の変更) 第16条 (略)

改正後	改正前
(異動その他の届出等) 第16条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を当該各号に定める書類により教育委員会に届け出なければならない。 (1) 休学したとき 休学届 (別記第22号様式) (2) 復学したとき 復学届 (別記第23号様式) (3) 転校等をしたとき 転校等届 (別記第24号様式) (4) 退学したとき 退学届 (別記第25号様式) (5) 連帯保証人を変更するとき 連帯保証人変更届兼同意書 (別記第26号様式) 2・3 (略) (奨学金の交付) 第17条 (略) 2・3 (略) (帳簿) 第18条 (略) 2 (略) (補則) 第19条 (略)	(異動その他の届出等) 第17条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を当該各号に定める書類により教育委員会に届け出なければならない。 (1) 休学したとき 休学届 (別記第23号様式) (2) 復学したとき 復学届 (別記第24号様式) (3) 転校等をしたとき 転校等届 (別記第25号様式) (4) 退学したとき 退学届 (別記第26号様式) (5) 連帯保証人を変更するとき 連帯保証人変更届兼同意書 (別記第27号様式) 2・3 (略) (奨学金の交付) 第18条 (略) 2・3 (略) (帳簿) 第19条 (略) 2 (略) (補則) 第20条 (略)

改正後		改正前	
別記 第1号様式 (第2条関係)		別記 第1号様式 (第2条関係)	
奨学生採用申請書			
奨学金の種類 ※いずれか1つを選択		奨学金の種類 ※次のいずれかにチェック	
□貸与型奨学金 (在学枠) □貸与型奨学金 (予約枠) □給付型奨学金		□一般奨学金 □在学枠 □予約枠 □第1種特別奨学金 □第2種特別奨学金	
奨学金の額 ※給付型奨学金を選択した場合は記入不要		奨学金の額 ※一般奨学金又は第2種特別奨学金を希望する場合は、次のいずれかにチェック	
□高等学校 (1～3年) □高等学校 (専攻科) □高等専門学校 (4、5年) □高等専門学校 (専攻科) □専修学校 (専門課程) □短期大学 □大学		□高等学校 (1～3年) □高等専門学校 (4・5年、専攻科) □短期大学 □大学 □専修学校 (一般奨学金の在学枠のみ)	
学校区分 ※奨学金の種類が貸与型奨学金 (在学枠) の場合は在学枠、それ以外の場合は進学希望校の区分を選択		学校区分 □高等学校 □高等専門学校 □大学 □専修学校 (一般奨学金の在学枠のみ)	
ふりがな 本人氏名		ふりがな 本人氏名	
生年月日		生年月日	
年 月 日		年 月 日	
住 所		住 所	
〒		〒	
在 学 校		在 学 校	
※学校・学部・学科の名称を記入。既に卒業した場合は記入不要		※既に卒業した場合は記入不要	
入 学		入 学	
年 月		年 月	
卒業予定		卒業予定	
年 月		年 月	
進 学 希 望 校		進 学 希 望 校	
※申請時点での第1志望の学校を記入。貸与型奨学金 (在学枠) の場合は記入不要		※申請時点での第1志望の学校を記入。貸与型奨学金 (在学枠) の場合は記入不要	
申 請 理 由		申 請 理 由	
※200字以上		※200字以上	
(あて先) 八戸市教育委員会教育長		(あて先) 八戸市教育委員会教育長	
上のとおり、八戸市奨学生への志願を申請します。		上のとおり、八戸市奨学生への志願を申請します。	
また、八戸市奨学金条例第4条第1項第1号に該当する者であることを確認するため、八戸市が保有する公簿を教育委員会が閲覧することに同意します。		また、八戸市奨学金条例第4条第1項第1号に該当する者であることを確認するため、八戸市が保有する公簿を教育委員会が閲覧することに同意します。	
本人氏名 (署名)		本人氏名 (署名)	
保護者氏名 (署名)		保護者氏名 (署名)	

第3号様式 (第2条関係)

家庭狀況書

- 1 世帯の状況 生計を共にする者を記入してください。

[illegible]

(該当する場合はチェック)

☐ ひとり親世帯

☐ 身体障がい者がいる世帯

(添付書類) 長期療養、身体障がい、災害又は盗難に該当する場合は、その状況を証する書類

- 2 自宅の電話番号

自宅	
----	--

- 3 本人及び保護者の携帯電話番号

続柄	携帯電話番号
本人	

改正後		改正前	
第4号様式 (第2条関係)		第4号様式 (第2条関係)	
連帯保証人承諾書 兼 同意書		連帯保証人承諾書 兼 同意書	
申請者本人氏名		申請者本人氏名	
連帯保証人		連帯保証人	
ふりがな氏名	生年月日 本人との続柄	ふりがな氏名	生年月日 本人との続柄
住所	〒	住所	〒
電話番号	自宅 名称 (自営業の場合は職業)	電話番号	自宅 名称 (自営業の場合は職業)
勤務先	所在地 〒	勤務先	所在地 〒
連帯保証人 (給付型奨学金のみ申請する場合は不要)		連帯保証人 (第2種特別奨学金のみ申請する場合は不要)	
ふりがな氏名	生年月日 本人との関係	ふりがな氏名	生年月日 本人との関係
住所	〒	住所	〒
電話番号	自宅 名称 (自営業の場合は職業)	電話番号	自宅 名称 (自営業の場合は職業)
勤務先	所在地 〒	勤務先	所在地 〒
(あて先) 八戸市教育委員会教育長 上のおり承諾します。 また、八戸市奨学金条例施行規則第3条第1項に規定する市内居住者であることを確認するため、 八戸市が保有する公簿を教育委員会が閲覧することに同意します。		(あて先) 八戸市教育委員会教育長 上のおり承諾します。 また、八戸市奨学金条例施行規則第3条第1項に規定する市内居住者であることを確認するため、 八戸市が保有する公簿を教育委員会が閲覧することに同意します。	
連帯保証人氏名 (署名)		連帯保証人氏名 (署名)	
連帯保証人氏名 (署名)		連帯保証人氏名 (署名)	

改正後		改正前																																										
第5号様式 (第2条関係) 課税資料閲覧取得同意書 <table><tr><td>申請者 本人氏名</td><td></td></tr><tr><td>奨学金 の種類</td><td>☐ 貸与型奨学金 ☐ 給付型奨学金</td></tr></table> 年 月 日 (あて先) 八戸市教育委員会教育長 収入及び所得確認のため、市県民税の課税資料を教育委員会が閲覧取得することに同意します。 保護者 <table><tr><td>続柄</td><td>ふりがな 氏 名</td><td>生 年 月 日</td></tr><tr><td></td><td>(署名)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(署名)</td><td></td></tr></table> ※ 市県民税の未申告、修正申告等により課税状況を確認できない場合や、奨学生の手続きをする年の1月1日に八戸市に住民登録がない場合は、上に署名した場合であっても、市・県民税課税(所得)証明書が必要となる場合があります。		申請者 本人氏名		奨学金 の種類	☐ 貸与型奨学金 ☐ 給付型奨学金	続柄	ふりがな 氏 名	生 年 月 日		(署名)			(署名)		第4号様式の2 (第2条関係) 課税資料閲覧取得同意書 <table><tr><td>申請者 本人氏名</td><td></td></tr><tr><td>奨学金 の種類</td><td>☐ 一般奨学金 ☐ 第1種特別奨学金 ☐ 第2種特別奨学金</td></tr></table> 年 月 日 (あて先) 八戸市教育委員会教育長 収入及び所得確認のため、市県民税の課税資料を教育委員会が閲覧取得することに同意します。 1 保護者 <table><tr><td>続柄</td><td>ふりがな 氏 名</td><td>生 年 月 日</td></tr><tr><td></td><td>(署名)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(署名)</td><td></td></tr></table> 2 第1種特別奨学金を申請する場合 上記保護者以外で、生計を共にする18歳以上の全員 <table><tr><td>続柄</td><td>ふりがな 氏 名</td><td>生 年 月 日</td></tr><tr><td></td><td>(署名)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(署名)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(署名)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(署名)</td><td></td></tr></table> ※ 市県民税の未申告、修正申告等により課税状況を確認できない場合や、奨学生の手続きをする年の1月1日に八戸市に住民登録がない場合は、上に署名した場合であっても、市・県民税課税(所得)証明書が必要となる場合があります。		申請者 本人氏名		奨学金 の種類	☐ 一般奨学金 ☐ 第1種特別奨学金 ☐ 第2種特別奨学金	続柄	ふりがな 氏 名	生 年 月 日		(署名)			(署名)		続柄	ふりがな 氏 名	生 年 月 日		(署名)			(署名)			(署名)			(署名)	
申請者 本人氏名																																												
奨学金 の種類	☐ 貸与型奨学金 ☐ 給付型奨学金																																											
続柄	ふりがな 氏 名	生 年 月 日																																										
	(署名)																																											
	(署名)																																											
申請者 本人氏名																																												
奨学金 の種類	☐ 一般奨学金 ☐ 第1種特別奨学金 ☐ 第2種特別奨学金																																											
続柄	ふりがな 氏 名	生 年 月 日																																										
	(署名)																																											
	(署名)																																											
続柄	ふりがな 氏 名	生 年 月 日																																										
	(署名)																																											
	(署名)																																											
	(署名)																																											
	(署名)																																											

改正後		改正前
<u>第6号様式</u> (第7条、第8条関係) <u>第7号様式</u> (第8条関係) <u>第8号様式</u> (第9条関係) <u>第9号様式</u> (第9条関係) <u>第10号様式</u> (第9条関係) <u>第11号様式</u> (第10条関係) <u>第12号様式</u> (第10条関係)		<u>第5号様式</u> (第7条、第8条関係) <u>第6号様式</u> (第8条関係) <u>第7号様式</u> (第9条関係) <u>第8号様式</u> (第9条関係) <u>第9号様式</u> (第9条関係) <u>第10号様式</u> (第10条関係) <u>第11号様式</u> (第10条関係)

改正後

改正前

(削除)

第12号様式 (第11条関係)

(その1)

状 況 報 告 書 (前 期)

■ 学業・研究における進捗 (800 字以上)
■ 今学期、心に残った活動 (学業、サークル活動、ボランティア、スポーツ等)
■ 来学期への抱負 (学業、サークル活動、ボランティア、スポーツ等)
■ その他 (特記事項)

(あて先) 八戸市教育委員会教育長

年 月 日

大学名・学年

奨学生氏名

改正後

改正前

(削除)

(その2)

状 況 報 告 書 (後 期)

■ 学業・研究における進捗 (800 字以上)

今年度 単位取得状況	取得単位数 (実績/計画)		累計単位 (実績)	
	来年度計画単位数		卒業必要単位数	
■ 今学期、心に残った活動 (学業、サークル活動、ボランティア、スポーツ等)				

■ 来年度への抱負 (学業、サークル活動、ボランティア、スポーツ等)

■ その他 (特記事項)

(あて先) 八戸市教育委員会教育長

年 月 日

大学名・学年

奨学生氏名

改正後	改正前												
(削除)	第13号様式 (第11条関係) 奉仕活動報告書 <table><tr><td>奥学生氏名</td><td></td></tr><tr><td>大学名・学年</td><td></td></tr><tr><td>活動日時</td><td></td></tr><tr><td>活動場所</td><td></td></tr><tr><td>活動内容</td><td></td></tr><tr><td>校長所見</td><td>年 月 日 学校長 印</td></tr></table>	奥学生氏名		大学名・学年		活動日時		活動場所		活動内容		校長所見	年 月 日 学校長 印
奥学生氏名													
大学名・学年													
活動日時													
活動場所													
活動内容													
校長所見	年 月 日 学校長 印												

改正後	改正前
(削除)	第14号様式 (第11条関係) 様 第 年 月 日 八戸市教育委員会 教育長 印 奨学金償還免除決定通知書 このことについて、下記のとおり奨学金の償還を免除することに決定しましたので通知します。 記 1 償還免除の理由 2 貸与月額及び期間 3 貸与総額 4 償還済額 5 償還免除金額 円 年 月から 年 月まで 円 円 円 円

改正後	改正前
<u>第13号様式</u> (第12条関係) <u>第14号様式</u> (第12条関係) <u>第15号様式</u> (第13条関係)	<u>第15号様式</u> (第13条関係) <u>第16号様式</u> (第13条関係) <u>第17号様式</u> (第14条関係)

改正後		改正前	
第16号様式 (第13条関係)			
様		第 年 月 日 号	
		八戸市教育委員会 教育長 印	
		奨学金償還免除決定通知書	
		このことについて、下記のとおり奨学金の償還を免除することに決定しましたので通知します。	
		記	
1 償還免除の理由			
2 貸与月額及び期間	円	年 月から 年 月まで	
3 貸与総額	円		
4 償還済額	円		
5 償還免除金額	円		

改正後	改正前
第17号様式 (第14条関係) 第18号様式 (第14条関係) 第19号様式 (第14条関係) 第20号様式 (第14条関係) 第21号様式 (第14条関係) 第22号様式 (第14条関係) 第23号様式 (第16条関係) 第24号様式 (第16条関係) 第25号様式 (第16条関係) 第26号様式 (第16条関係) 第27号様式 (第16条関係)	第18号様式 (第15条関係) 第19号様式 (第15条関係) 第20号様式 (第15条関係) 第21号様式 (第15条関係) 第22号様式 (第15条関係) 第23号様式 (第17条関係) 第24号様式 (第17条関係) 第25号様式 (第17条関係) 第26号様式 (第17条関係) 第27号様式 (第17条関係)

議案第16号

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議規則を廃止する規則の
制定について

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議規則を廃止する規則を別紙のとおり
制定する。

令和6年3月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議の廃止に伴い、規則を廃止するた
めのものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議規則を廃止する規則

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議規則（令和 4 年八戸市教育委員会規則第 8 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第17号

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議規則の制定について

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議規則を別紙のとおり制定する。

令和6年3月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議の設置に伴い、会議の組織や運営に係る必要事項を定めるためのものである。

八戸市教育委員会規則第 一 号

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき、八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議（以下「検討会議」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 検討会議は、天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 検討会議は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、前条に規定する職務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 検討会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき検討会議の会長の職務は、教育長が行う。

2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第 6 条 検討会議は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とす

る。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

八戸市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針・検討課題（改定版）を定めることについて

八戸市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針・検討課題（改定版）を次のとおり定める。

令和6年3月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

八戸市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針・検討課題（改定版）
別冊

理 由

児童生徒の教育環境の充実を図るため、八戸市立小・中学校の適正配置に関する基本方針・検討課題（平成23年7月21日策定）を改定するためのものである。